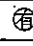


生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ ヌウゲンガイシャ ウメモトコーポレーション
	有限会社 ウメモトコーポレーション
事業者の所在地	〒123-0841
	東京都足立区西新井6丁目3番8号
事業者の連絡先	電話番号 03-3880-9330
	FAX番号 03-3880-9310
	ホームページアドレス http://www.umemoto.co.jp/
事業者の代表者名	代表取締役 阿部 恵里子

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	フリガナ ヌウゲンガイシャ ウメモトコーポレーション
	有限会社 ウメモトコーポレーション
事業主体の主たる事務所の所在地	〒123-0841
	東京都足立区西新井6丁目3番8号
事業主体の連絡先	電話番号 03-3880-9330
	FAX番号 03-3880-9310
	ホームページアドレス  http://www.umemoto.co.jp/
	無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 阿部 恵里子
	職名 代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	福祉用具レンタル・販売、高齢者向け住宅リフォーム、訪問介護、居宅介護支援

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ イコイノイエ
	憩いの家
住宅の所在地	〒121-0064
	東京都足立区保木間1丁目37-17
住宅の連絡先	電話番号 03-5242-0165
	FAX番号 03-5856-7510
	ホームページアドレス http://www.umemoto-carecenter.co.jp/ikoinoie/
住宅の管理者名	阿部 竜一
住宅の開設年月日	平成25年 2月 1日
居住の契約方式	普通賃貸借契約

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等		
<p>まごころサービスをモットーに入居者の尊厳と人格を尊重して、入居者が住みなれた地域で安心して生活できるように、良質なサービスの提供をさせていただきます。サービスは基本サービスを除き、全てご入居者様が自由に必要なサービスのみを選択出来るようになっております。また高齢者の心身の状況を踏まえ入居者の多種多様なニーズに応える入居者本位のサポート、車椅子の方でも個人の有する能力に応じ自立して日常生活を営むことが出来るよう配慮した安心のバリアフリー空間、開放感のあるリビング、面会に来られたご家族との大切な時間を過ごす居間及び談話室を併設し、入居者が求めるより豊かで充実した生活環境の実現を図るよう努めます。ご入居者が介護や医療を必要とする場合は円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう介護事業所や医療機関と連携を図ります。なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は、連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することが出来ます。</p>		
住宅で対応できる医療的ケアの内容		
<p>当住宅では看護師が常駐ではない為、常時医療行為が必要な方への対応はできません。胃ろう・腸ろう・IVH・点滴管理・ストーマ処置・インシュリン注入管理等医療行為が必要な場合は、協力医療機関との連携による対応が可能な場合があります。</p>		
基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）		
サービスの種類	料金	（提供方法・提供者：㈲ウメトコーポレーション）
フロントサービス	26,400円/月額(税込) 生活保護受給者は4,400円/月額(税込)	来訪者受付業務、不在時の宅配便等の受付保管、介護度の重い方等自力で鍵の開閉が困難な方には、希望に応じて専有居室の鍵管理、郵便ポスト確認を致します。
安否確認サービス		1日1回の訪室(入居者の任意の時間)を行います。また生活異変センサーにより1日2回安否確認をし、併せて生活異変センサー(人の動きを一定時間検知しないと生活異変として通報)により24時間の安全サポートを致します。
緊急時対応サービス		各居室、トイレ、共用浴室に設置されている緊急コールによる呼び出しをする事により管理事務所並びに住宅職員が所持するPHSにコールが入り、館内24時間常駐スタッフがコール対応後、状況判断した上で訪問等の適切な対応を致します。(ご家族への連絡、救急車の呼出等)
相談援助サービス		日常生活、介護サービス等の利用について、相談をお受けいたします。
上記以外の生活支援サービス等 (本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。)		
サービスの種類	料金	（提供内容・方法・提供者：㈲ウメトコーポレーション）
食事の提供サービス	38,880円~/月(税込)	食費は月単位での請求となります。食費：朝食324円(税込)、昼食475円(税込)、夕食496円(税込)。朝食は7:00~8:30、昼食は11:30~13:00、夕食は17:30~19:00まで提供。キャンセル、変更等は提供される日の1週間前までの午前9時までにお知らせください。(1週間前までにお知らせいただいた場合のキャンセル料金は発生いたしません)が、過ぎてからのキャンセルについては実費を請求いたします。)尚消費税軽減税率制度における飲食料品の提供については、一食につき税別640円以下で、その累計額が1日1,920円に達するまでの食費が該当し、軽減税率8%が適用されます。当住宅では朝食、昼食、夕食が軽減税率(8%)の対象となります。
食事の配下膳	110円/回(税込)	食堂でのお食事を、ご入居者様のお部屋まで配下膳いたします。
身体介護	550円/10分(税込)	おむつ・パット交換、入浴介助、清拭・足浴等、外出介助、移動介助(歩行・車椅子)、食事介助等※記載にないサービスは身体介護・生活援助に分けて計算。
生活援助	220円/10分(税込)	買い物代行、居室掃除、窓ふき、エアコン・換気扇フィルターの掃除、調理、洗濯など※記載にないサービスは身体介護・生活援助に分けて計算。
コピー機の利用	10円/1枚~(税込)	コピー機の必要がある場合、1階スタッフにお申しつけ下さい。 白黒1枚 10円(税込 全サイズ) カラー1枚 B5/A4/B4 50円(税込) A3サイズ 80円(税込)
電話機の利用	20円/(税込) 国内通話の発着信	私的なご都合で事業所の電話機をご利用になる場合、フロントにて携帯電話による通話をご利用できます。ご利用方法は丁寧にお手伝い致します。(1分未満切り上げ)
服薬管理	11,000円/月(税込) 生活保護受給者は3,300円/月額(税込)	介護保険の訪問介護、居宅療養管理指導で服薬管理ができない場合、定期的に服薬ができるよう支援致します。(別途、服薬管理同意書の提出が必要となります)費用は定額制となりますので、月の途中から(まで)ご利用になられた場合でも日割計算は行いません。

医療連携の内容

協力医療機関	1	名称	増田クリニック
		住所	東京都足立区南花畑5丁目17-1
		診療科目	【常設】 外科・整形外科・内科・総合診療科・小児科・小児外科・肛門科・人間ドック 【専門】 リウマチ科・皮膚科・泌尿器科・循環器科・呼吸器科・血液内科・麻酔科・リハビリテーション科・脳神経外科・緩和ケア内科
		協力内容	訪問診療・往診、外来診療
協力医療機関	2	名称	ようせいクリニック
		住所	東京都足立区東保木間2丁目1-1
		診療科目	内科・小児科・皮膚科・形成外科
		協力内容	訪問診療・外来診療、入院時の対応
協力医療機関	3	名称	慈英会病院在宅部
		住所	東京都西新井栄町2丁目8-6
		診療科目	内科・神経内科・皮膚科・整形外科・眼科・泌尿器科・緩和ケア・ターミナルケア
		協力内容	訪問診療・往診、外来診療
協力歯科医療機関		名称	なし
		住所	なし
		協力内容	なし

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	当月分を翌月15日までに発行します。
支払方法	毎月26日口座振替にてお支払いいただきます。(金融機関が休業日の場合、翌営業日に口座振替にてお支払頂きます)

6. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況		
窓口の名称	憩いの家 管理室	
電話番号	03-5242-0165	
対応している時間	平日	9時 00分 ~ 18時 00分
	土曜	9時 00分 ~ 18時 00分
	日曜	9時 00分 ~ 18時 00分
	祝日	9時 00分 ~ 18時 00分
定休日	なし	
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応		
具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置(ご家族への連絡、救急車の呼出等)を行います。	
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		
① あり	実施日	意見箱を設置
	結果の開示	1 あり ② なし
2 なし		

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
住宅正面玄関は、オートロックとなっております。長期外泊時は、サービススタッフへご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
浴室	共用浴室をご使用される場合は、共用浴室の利用時間を事前にお知らせ下さい。
ゴミ処理について	既定の曜日、時間に各自で1階ごみ置き場へ廃棄して下さい。

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
1か月の予告期間をおいて文書で通知することにより、解約することができます		
契約解約時の連絡先	名称	憩いの家 管理事務所
	電話番号	03-5242-0165
事業者からの解除		
生活支援サービス契約書第8条（事業者からの途中解約）参照		

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
④	無 （東京海上日動火災保険株式会社）

